

からつっこ まんなかプラン  
- 唐津市 こども計画 -  
(令和8年度～令和11年度)

(概要版)

(令和8年1月時点)  
唐津市

# 1 計画策定の主旨

令和5年に「こども基本法」が生まれ、国はこどもや若者のための大変な取り組みをまとめた「こども大綱」をつくりました。唐津市でもこども・若者・子育て当事者のための計画をつくることにしました。

## 計画策定の目的

全国的に、深刻な少子化、核家族化や地域のつながりの希薄化、子どもや子育て家庭の抱える様々な課題の顕在化などが問題となっており、国では、これらの課題に対応して子どもに関する施策を統合的に推進するための「子ども基本法」を令和5年4月に施行しました。

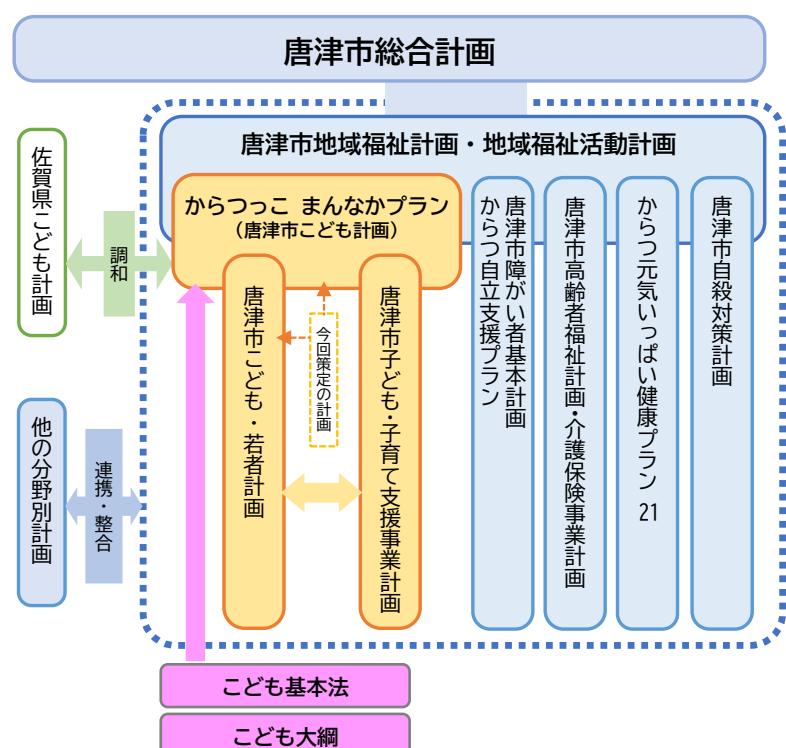
唐津市も、上のような課題と無縁とはいえない。市の未来を担う全ての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず健やかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が強く求められます。

そこで、これまで取り組みを進めてきた「唐津市子ども・子育て支援事業計画」の理念や「こども基本法」を踏まえながら、唐津市こども・若者・子育て当事者に関わる取り組みを総合的に推進する「からつっこ まんなかプラン」を新しく策定することになりました。

## 計画の位置付け

この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、こども大綱等を勘案するとともに、唐津市における「子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」としての取り組みも含んで策定するものです。

市の最上位計画である「唐津市総合計画」の部門別計画であり、国・佐賀県による関連計画や、「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」ほか各種分野別計画等との整合が保たれた計画として策定しています。



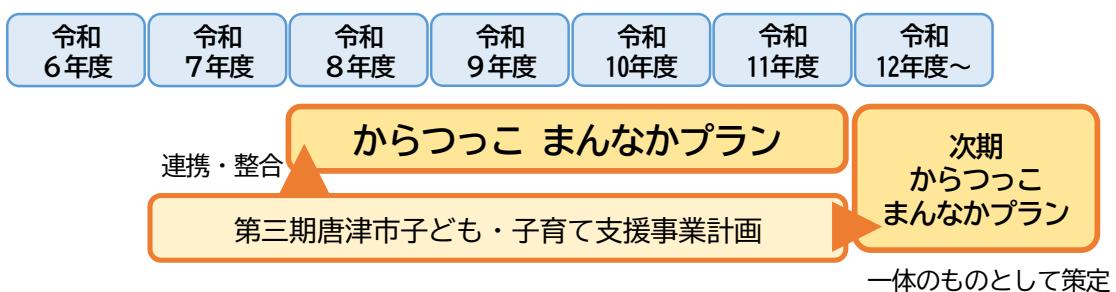
## 2 計画期間と策定体制

令和11年度まで4年間の計画です。  
子どもや若者の意見を聴きながら策定しました。

### 計画の期間

**計画**期間は、令和8年度から令和11年度の4年間です。

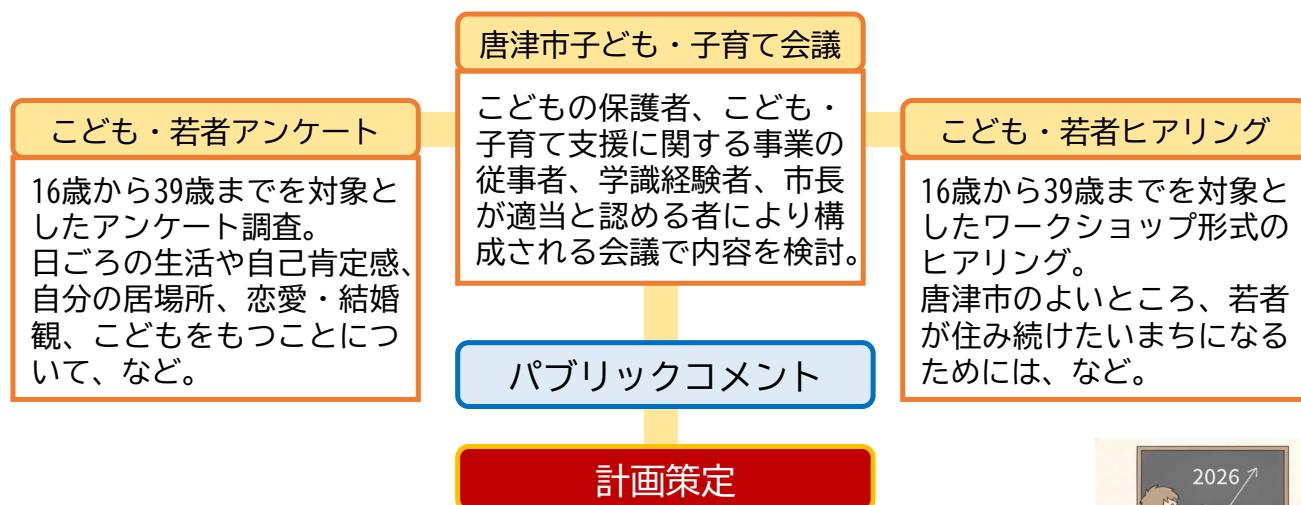
**最終**年度である令和11年度には、「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」とともに内容を見直し、令和12年度以降は次期「からつっこ まんなかプラン」として両計画を統合し、一体的に策定する予定です。



### 計画の策定体制

**策定**にあたっては、子どもと若者の意見を聴くための「[こども・若者アンケート](#)」「[こども・若者ヒアリング](#)～からつっこVOICE～2025」を実施し、その内容を計画に反映するよう努めました。

**計画**の内容や取り組みについては、「[唐津市子ども・子育て会議](#)」において協議・確認し、素案の段階で市民から広く意見を募集するパブリックコメントを実施しています。



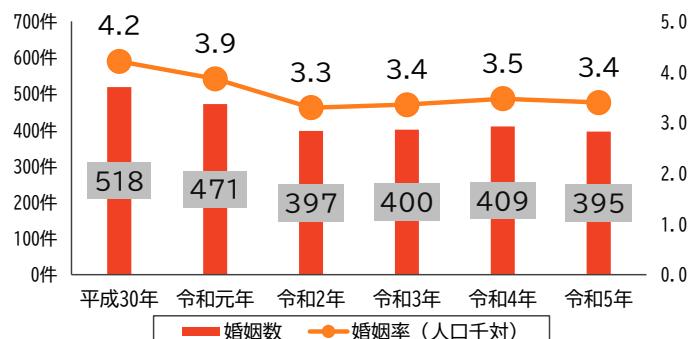
### 3 こども・若者を取り巻く状況

結婚する数も、こどもが生まれる数も、減ってきています。唐津市に住み続けたいと考えるこども・若者が多数です。

#### 婚姻数と婚姻率

人口動態統計（さが統計情報館）

婚姻率は令和2年まで下降し、その後上昇傾向にありましたが、令和5年には再び下降、同年の婚姻数は平成30年以降で最も少なくなっています。



#### 出生数と出生率

人口動態統計（さが統計情報館）

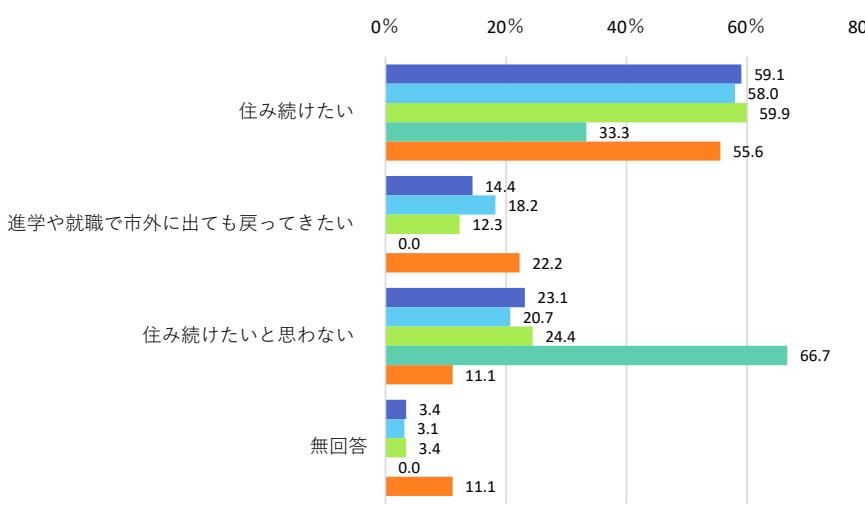
平成30年から令和2年まで下降した出生率は、令和3年に一旦上昇したもの、その後令和5年まで下降を続けており、同年の出生数は平成30年以降で最も少なくなっています。



#### 今後も唐津市に住み続けたいと思うか

こども・若者アンケート

「住み続けたい」が59.1%と最も多く、「住み続けたいと思わない」が23.1%、「進学や就職で市外に出ても戻ってきたい」が14.4%となっています。



# 4 基本理念

基本理念にある「からつっこ」は、唐津市に住む0歳から39歳を指す言葉として使っています。様々な取り組みを総合的に進めて、基本理念の実現を目指します。

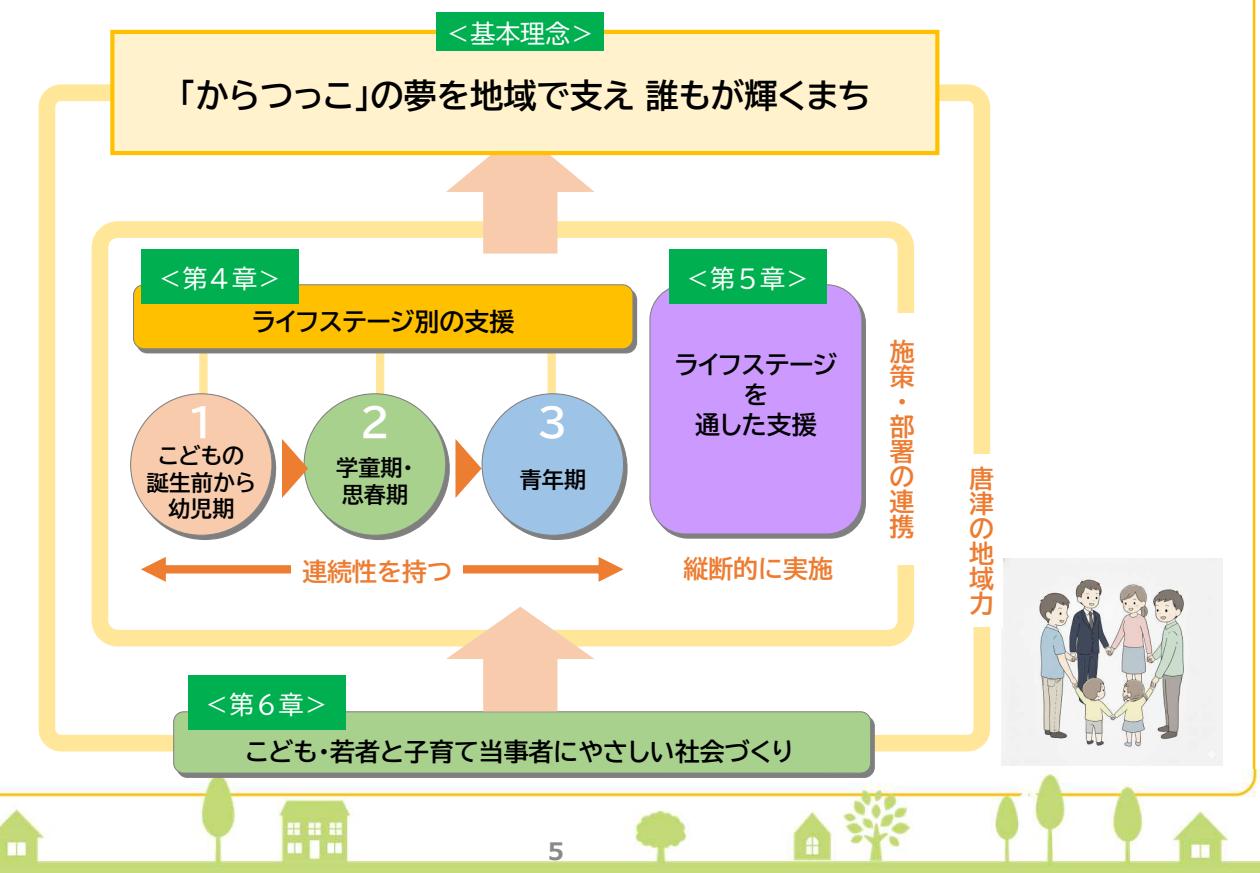
## 計画の基本理念

「子ども・子育て支援事業計画」における基本理念「こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津」の方向性を保ちながら、こども基本法の理念や唐津市ならではの「地域で支える」強みを取り込んで、「『からつっこ』の夢を地域で支え 誰もが輝くまち」を、本計画の基本理念として設定します。

### 「からつっこ」の夢を地域で支え 誰もが輝くまち

## 様々な取り組みで基本理念の実現を目指す

計画では、第4章から第6章の大きく3つの構成で、こども・若者の成長段階に応じた取り組み、ライフステージを通じた縦断的な取り組み、地域全体でもこども・若者、子育て当事者を支えていく取り組みをまとめています。様々な取り組みの総合的な推進で、基本理念の実現につなげていきます。



# 5 施策の体系

計画の第4章から第6章で、基本理念の実現に向けた様々な施策や取り組みをまとめています。

## ライフステージ別の支援

計画の第4章

### ライフステージ

### 施策の展開



1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目ない支援  
妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導の充実／など

2 子どもの成長の保障と遊びの充実  
子育てサークルの育成支援／本が育む親子の絆事業／など



1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活  
児童・生徒期の食事／学校評議員制度およびコミュニティスクール／など

2 こども・若者の居場所づくり  
こどもの居場所サポート事業／いきいき学ぶからつ子育成事業／など

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケア  
地域連携小児救急センター／心の教育／など

4 学童期・思春期の様々な課題への対応  
不登校児童生活支援事業／スクールカウンセラー事業／など



1 就労のための支援  
起業に関する情報提供／唐津市合同企業相談会＆面接会／など

2 結婚を希望する方への支援  
出会い創出事業／さが出会いサポートセンターの活用

3 若者やその家族に対する相談体制や支援  
ＩＣＴを活用した若者への啓発／からつ若者サポートステーション



### 施策の展開

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有**  
人権・同和研修の実施／小学校低学年からの人権意識を高めるための取り組み／など
- 2 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり**  
思春期ふれあい体験学習／奉仕活動・体験活動推進事業／など
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**  
身近な地域における医療体制の確保／食生活・食育の環境整備／など
- 4 こどもの貧困対策**  
生活困窮者自立支援事業の推進／小学校就学援助・中学校就学援助／など
- 5 困難な状況にあるこども・若者や家庭への支援**  
医療的ケア児の支援体制の構築／子育てに困難な問題を抱える人への支援／など
- 6 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護**  
DV被害防止について広報・啓発活動の促進／子育て世帯訪問支援事業／など
- 7 こども・若者の安全確保**  
こどもが安心して利用できる公園づくり／ネットリテラシー教育／など
- 8 こども・若者の自殺対策**  
自殺対策連携協議会／地域の団体や市民の気づきを育む研修会の実施／など



### 施策の展開

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減**  
子どもの医療費助成制度／給食費の無償化／など
- 2 地域子育て支援・家庭教育支援**  
重層的支援体制の構築／子育てガイドブック／など
- 3 共働き・共育ての推進**  
父親向けのミニブックの配布／ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施／など
- 4 ひとり親家庭への支援**  
母子父子寡婦福祉資金貸付金／母子・父子自立支援員／など
- 5 地域力をいかしたこども・若者への支援**  
ファミリー・サポート・センター事業／身近な地域における支え合い活動の推進／など

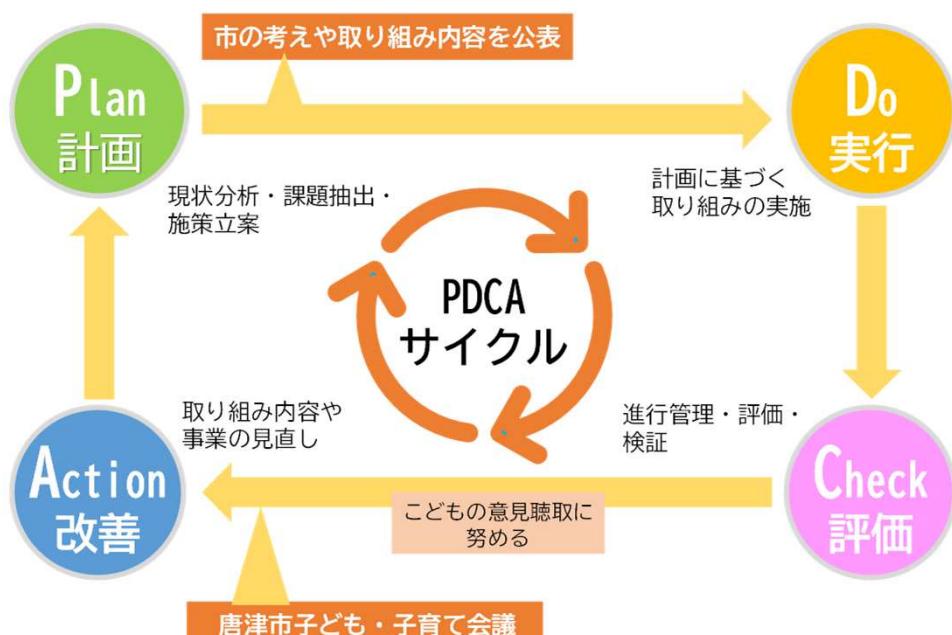


# 6 計画の推進

計画を立て(Plan)、実行・実施し(Do)、進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で(Check)、改善・見直しする(Action)、PDCAサイクルの構築に努め、計画を進めます。

## 計画の進行管理

市ホームページや広報紙等で、市の考え方や取り組み内容を公表し、市民の理解と協力を得られるように努めます。取り組みの進捗状況は指標により把握し、庁内で点検するとともに、唐津市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。



## 計画の指標

計画期間に、基本理念で目指す姿にどれだけ近づけたかを評価するため、取り組みの成果を点検する指標を設定します。

■検討中■